

消防危第 52 号
平成 2 年 5 月 22 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示の施行について(通達)

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成 2 年自治省令第 16 号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示(平成 2 年自治省告示第 81 号)が本日公布され、平成 2 年 5 月 23 日(以下「施行日」という。)から施行されることとされた。

今回の改正は、詰替えの一般取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量に関する事項、動植物油類の範囲の見直しに伴う経過措置に関する事項及び危険物を収納・運搬する容器に係る規定の整備に伴う経過措置に関する事項を内容とするものであるが、貴職におかれては下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないようお願いする。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

おって、本通達中においては、改正後の法令名について、次のとおり略称を用いたので承知されたい。

危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)…規則

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成元年自治省令第 5 号)…改正規則

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成元年自治省告示第 37 号)…改正告示

記

1 詰替えの一般取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量に関する事項

詰替えの一般取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量が 2,000 リットル以下から 4,000 リットル以下(容量 2,000 リットルを超えるタンクにあっては、その内部を 2,000 リットル以下ごとに仕切ったものに限る。)に緩和されたこと。(規則第 28 条の 54 第 5 号関係)

これは、消防法の一部改正に伴い灯油の指定数量が 2 倍に引き上げられること

にかんがみ、給油取扱所において灯油を注入することができる車両に固定されたタンクの容量が 2,000 リットル以下から 4,000 リットル以下(容量 2,000 リットルを超えるタンクにあっては、その内部を 2,000 リットル以下ごとに仕切った場合に限る。)に緩和された(平成 2 年政令第 101 号)ことにあわせ、詰替えの一般取扱所においても、同様の緩和措置が講じられたものであること。

なお、従前、基準の特例(危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 23 条)により、その設置が許可された小口詰替え専用の一般取扱所についても、同様に取り扱い差支えないものであること。

2 動植物油類から除外されるものに係る経過措置に関する事項

消防法の一部改正による危険物の範囲の見直しに伴い、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものが消防法別表の第 4 類の項の品名欄に掲げる動植物油類から除外される要件として、それらを収納する容器が一定の試験基準に適合すべきこととされたところであるが、それら物質を収納する容器のうち、内装容器を有するものについては、経過措置として、当分の間、落下試験に係る規定は適用しないこととされたこと。(改正規則附則第 3 条の 2 関係)

これは、従来から動植物油類が収納されていた容器の中には、これらの試験基準のうち、落下試験に係る基準に適合しないこととなるものがあることから、そのような不燃性容器に収納密栓され、貯蔵保管されていた当該物質の中には、消防法の一部を改正する法律(昭和 63 年法律第 55 号)の施行日である平成 2 年 5 月 23 日前は非危険物とされていたにもかかわらず、施行日以後においては危険物とされるものが出来ることにかんがみ、所要の経過措置が講じられたものであること。

3 過酸化水素を含有する物質の収納・運搬容器に係る経過措置に関する事項

危険物を収納・運搬する容器の構造及び最大容積については、規定の整備が図られ、平成 2 年 5 月 23 日から施行されることとされたところであるが、第 6 類の危険物のうち過酸化水素を含有する物質でその含有率が 55%以下のものについて、経過措置として、当分の間、従来通り、最大容積 30 リットル以下のプラスチック容器で収納・運搬できることとされたこと。(改正規則附則第 24 条第 2 項関係)

4 運搬容器の試験基準に関する経過措置に関する事項

危険物を運搬する容器については、試験基準に関する規定の整備が図られ、平成 2 年 5 月 23 日以降、原則として、一定の試験において一定の基準に適合する性能を有しなければならないこととされたところであるが、従来から使用されていた危険物の運搬容器の中には、試験基準に適合しないこととなるものも出来ることにかんがみ、危険性を勘案し、所要の経過措置が講じられたものであること。

(1) ガラス容器に関する事項

危険物の運搬容器のうち内装容器がガラス容器であるものについて、平成 2 年 5 月 23 日から 1 年間、運搬容器の試験基準のうち、落下試験に係る規定を適用しないこととされたこと。(改正告示附則第 2 条第 2 項関係)

(2) ペール缶に関する事項

危険物の運搬容器のうち日本工業規格 Z1620 に適合するペール缶(天板取り外し式のものに限る。)について、平成 2 年 5 月 23 日から 1 年間、気密試験を行う際の空気圧力が 0.1kgf/cm²とされたこと。(改正告示附則第 2 条第 3 項関係)

なお、ペール缶は、その形状から金属製ドラムに該当するものであり、天板取り外し式のペール缶については、改正告示附則第 2 条第 6 項に規定する経過措置も適用されるものであること。

(3) 内装容器を有するものに関する事項

危険物の運搬容器のうち内装容器を有するものについて、気密試験については、第 4 類の危険物のうち引火点が 0℃以上のものを収納する容器に限り、また、内圧試験については、第 4 類の危険物のうち危険等級 2 又は危険等級 3 のものを収納する容器に限り、当分の間、それぞれの試験に係る規定を適用しないこととされたこと。(改正告示附則第 2 条第 4 項及び第 5 項関係)

なお、動植物油類から除外される要件としての容器の試験基準についても、本経過措置の適用があることに留意されたいこと。